

大山町議会議長 杉谷 洋一様

大山町議会議員 吉原 美智恵



平成29年大山町議会議員研修報告書

1	日 時	平成29年 8月8日(火)～10日(木)	
2	研修地	滋賀県	
3	研修内容	(内 容)	(場 所)
		(1) 地方議員と政策法務	全国市町村国際文化研修所
		(2) 法制執務の基本	
		(3) 政策実現のための条例立案演習	
4	研修結果 又は概要 (意見・感想)	(4) 発表・意見交換・講評	
		(1) 日本における地方分権と議会改革 講師 井川 博教授 (政策研究大学院) 1990年代以降、わが国では、機関委任事務の廃止、地方税源の充実、義務付け、枠付けの見直しなどの地方分権改革が進められ、議会においても定数の自由化、議決事件の範囲の拡大、議員の提出要件の緩和など、制度改革がなされた。その中で、地方議会に対する厳しい評価も見られて来ており、政策立案能力など活動の活性化を目指すことが求められている。 以上のことから議員提案により地域課題に関する政策的条例の成立が見られ、議会改革の成果と言える。	
		(2) 政策執務の基本 講師 木村俊介教授(明治大学) I 条例に求められる諸原則 1. 「信義誠実の原則」・・・行政活動に対し寄せられた市民の信頼は尊重されるべきである。 2. 「権利濫用の禁止の原則」・・行政権限をみだり行使禁止する。 3. 「比例原則」・・・・・・・規成目的に対して行政の用いる規成手段が均衡のとれたものであること。(過剰規制禁止) 4. 「平等原則」・・・・・・・合理的理由なしに、行政は市民を差別してはならない。	

		(3) 「条例立案演習」 1. 目的 選択したテーマごとにグループに分かれ、意見交換・討議を通して、問題点の整理を行い、条例大綱を作成する。 2. 演習 受講生が 6 人ごと 10 班に分かれ、住民・記者等への説明をイメージした全体発表に向け、丸一日かけて「びわ湖市支え愛条例」を立案、作成した。
4	調査結果 又は概要 (意見・ 感想)	(4) 発表・意見交換 1. 条例立案の背景 2. 必要性 3. 具体的な施策 4. 条例としての特徴・工夫 5. 法律との関係性 などを討議・研究し、全体発表を行った。講評概ね良好であった。
		(5) まとめ 条例立案にはなんといっても、基礎勉強、情報の共有、自分のまちの課題、背景、必要性の研究、そしてチームワークが大切であることを実感した。 それぞれの意見をより良い方向にまとめ、住民のための政策立案は、これから議会改革において、重要な課題であると確信した研修であった。達成感あふれた研修になった。

